

2018年12月

文部科学省

2019年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

（概要）

要望が認められたもの

- （1）教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】
- （2）特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】
- （3）試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】
- （4）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置【所得税等】
- （5）文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充【所得税等】
- （6）公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充【固定資産税等】
- （7）子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（内閣府、厚生労働省との共同要望）【所得税等】
- （8）高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学金の減免措置及び給付型奨学金の拡充に係る税制上の所要の措置【所得税等】
- （9）（独）大学改革支援・学位授与機構の業務の見直しに係る税制上の所要の措置【所得税等】

その他要望していたもの

- ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】
- 日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡充（若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加）【法人税等】

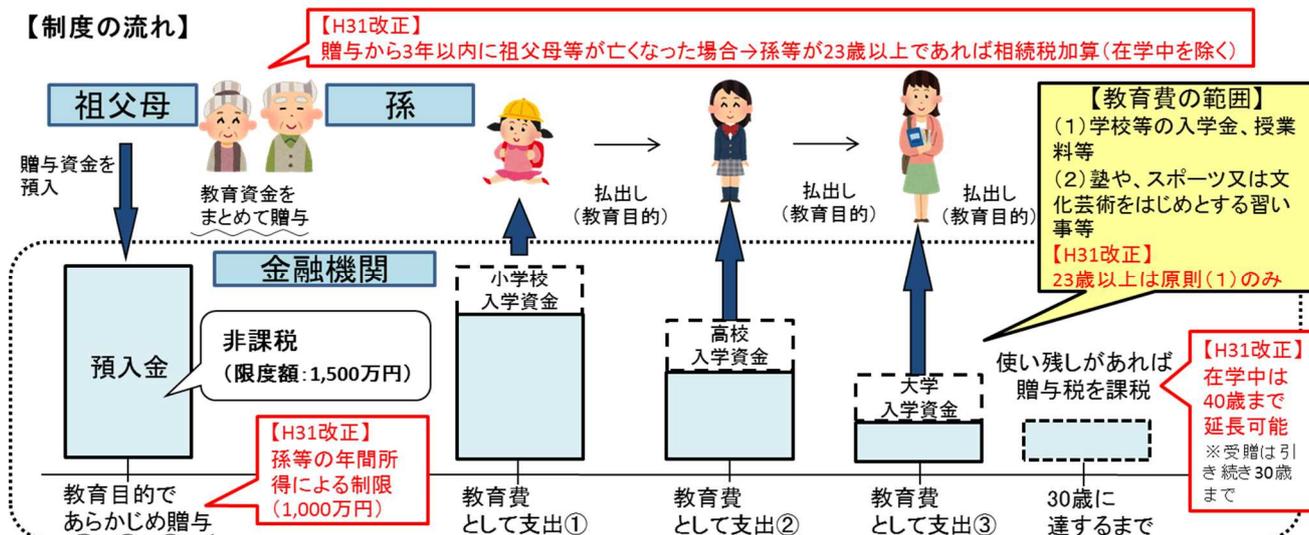
○ 要望が認められたもの

(1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充（金融庁との共同要望）【贈与税】

祖父母等から孫等に対して一括贈与された教育資金に係る贈与税の非課税措置について、以下の措置を講じた上で、適用期限を2年延長する（2021年3月31日まで）。

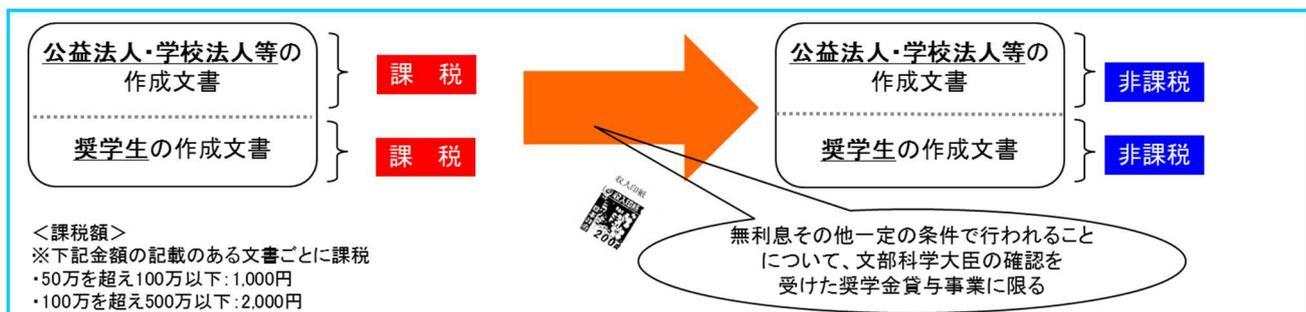
- 教育資金管理契約の終了年齢につき、従来の30歳から、在学中であることを条件に40歳まで引き上げ
- 所得制限の新設（孫等の年間所得が1,000万円を超える場合には非課税措置を受けられない）
- 23歳以上の孫等の教育資金の範囲を、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定（習い事等は対象外）
- 贈与から3年以内に祖父母等が亡くなった場合、孫等が23歳以上であれば贈与の残額を相続財産に加算（在学中の場合を除く）

【制度の流れ】



(2) 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長（内閣府との共同要望）【印紙税】

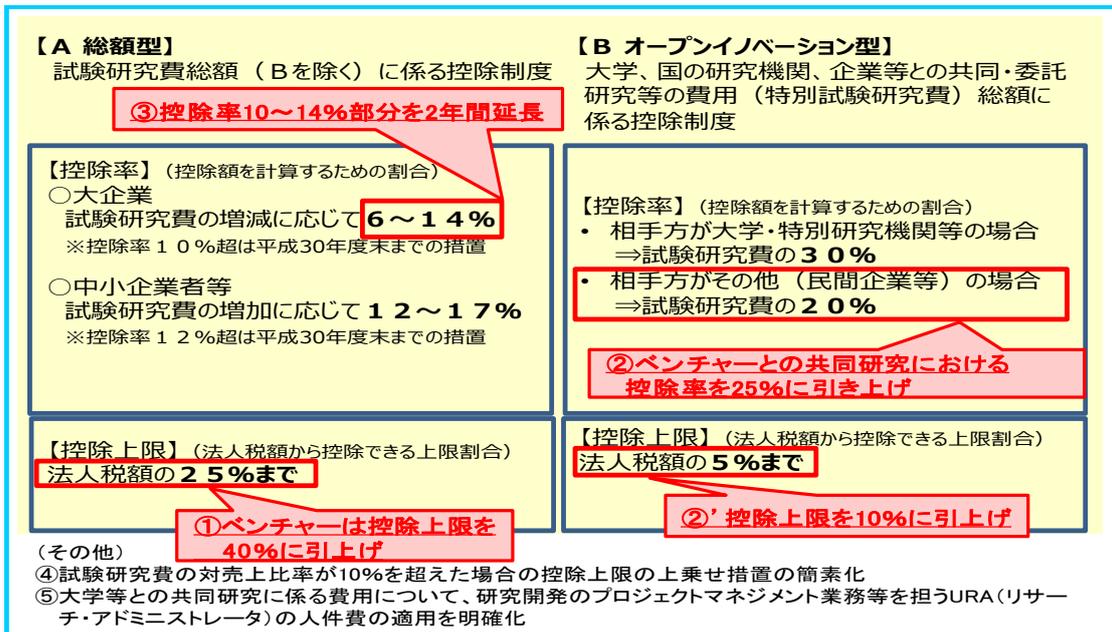
公益法人・学校法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業の借用証書等に係る印紙税の非課税措置について、適用期限を3年延長する（2022年3月31日まで）。



(3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】

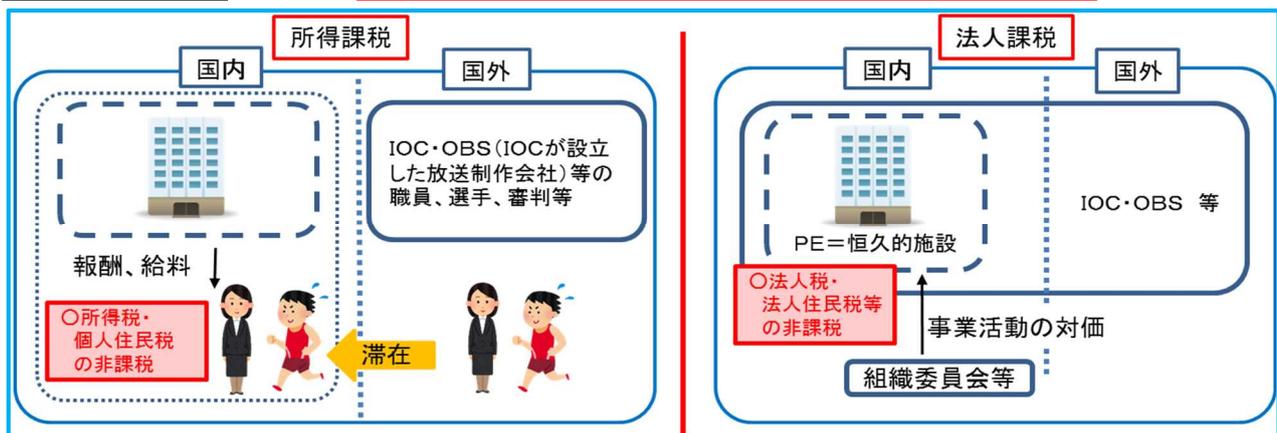
民間企業の研究開発投資の「量」と「質」の向上を図るため、以下の制度改正を行う。

- ① ベンチャー企業の総額型の控除上限について法人税額の40%（現行：25%）に引上げ
- ② オープンイノベーション型における研究開発型ベンチャーとの共同研究における控除率を25%（現行：20%）に上げると共に控除上限を10%（現行：5%）に引上げ
- ③ 総額型の控除率の上限を14%（原則：10%）とする特例の2年延長
- ④ 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の控除上限の上乗せ措置の簡素化
- ⑤ 大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担うURA（リサーチ・アドミニストレータ）の人件費の適用を明確化



(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置【所得税等】

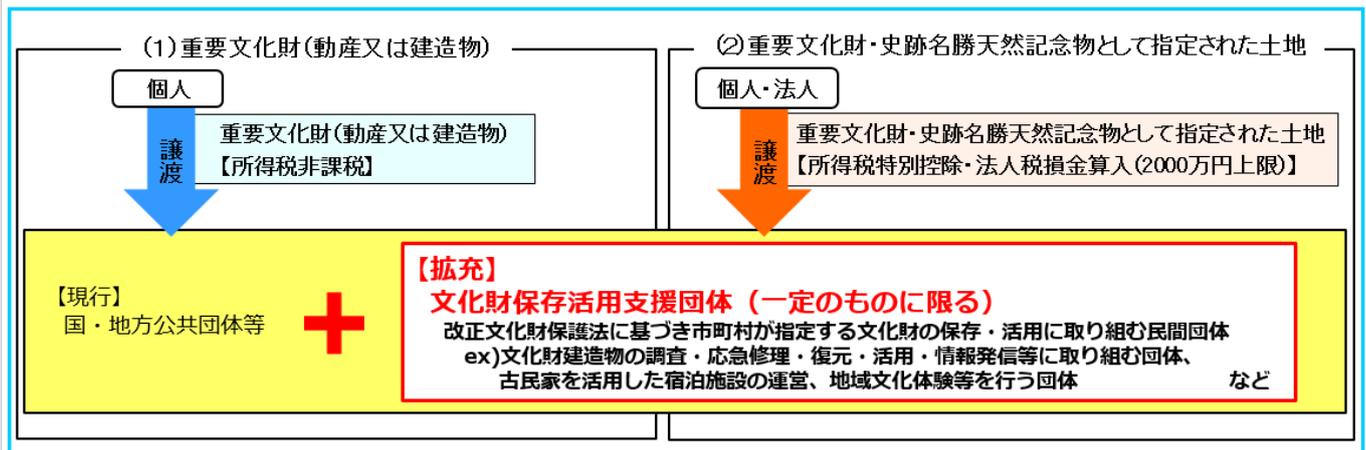
IOC（国際オリンピック委員会）からの要望を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営を支援するため、来日する大会関係者である個人及び外国法人を対象として、大会関連活動に係る所得税・法人税等の非課税措置を講ずる。



※2016年リオ大会、2012年ロンドン大会においても、開催国において同様の措置がなされている。

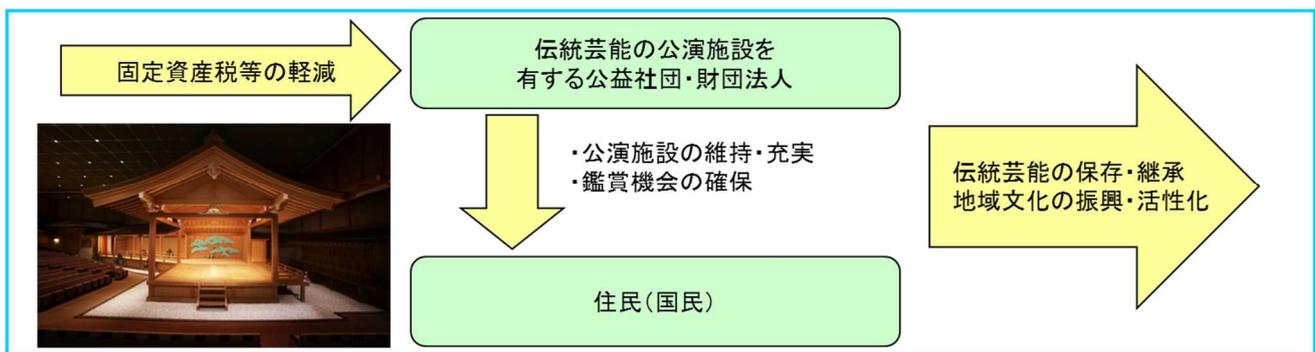
(5) 文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充【所得税等】

個人又は法人が、重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体（一定のものに限る。）を追加する。



(6) 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充【固定資産税等】

公益法人が所有・取得する能楽堂（重要無形文化財である伝統芸能の公演のための施設）に係る固定資産税、不動産取得税、都市計画税の軽減措置（課税標準2分の1）について、適用期限を2年延長する（2021年3月31日まで）。



参 考 『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』（平成24年法律第49号）

第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(7) 子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置（内閣府、厚生労働省との共同要望）【所得税等】

「経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月15日閣議決定）」等に基づく、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化など子ども・子育て支援における制度の見直しに伴い、保護者に支給される教育・保育給付等について、関連の法改正を前提に、非課税措置等の税制上の所要の措置を講ずる。

(8) 高等教育の無償化の実施に伴う授業料・入学金の減免措置及び給付型奨学金の拡充に係る税制上の所要の措置【所得税等】

「経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月15日閣議決定）」等に基づく、高等教育の無償化において授業料減免措置及び給付型奨学金を拡充することに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置を講ずる。

参 考 経済財政運営と改革の基本方針（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

① 幼児教育の無償化

（中略）「新しい経済政策パッケージ」での3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置（子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限）に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外（以下「認可外保育施設」という。）の無償化措置の対象範囲等について、以下のとおりとする。（中略）

② 高等教育の無償化

（中略）第一に、住民税非課税世帯（年収270万円未満）の子供たちに対する授業料の減免措置については、国立大学の場合はその授業料を免除し、公立大学の場合は、国立大学の授業料を上限として対応を図る。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額までの対応を図る。（中略）

第二に、給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちを対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講ずることとする。（中略）

(9) (独) 大学改革支援・学位授与機構の業務の見直しに係る税制上の所要の措置【法人税等】

国立大学法人等の運営基盤の強化の支援など（独）大学改革支援・学位授与機構の業務を見直すことに伴い、関連の法改正を前提に、税制上の所要の措置（これまで適用されていた税制上の優遇措置の継続）を講ずる。